

新型コロナウイルス感染症に対応する 医療従事者を支援する宿泊施設について

新型コロナウイルスの感染拡大を阻み、県民の命を守るために最前線で奮闘する医療従事者の疲労負担を軽減し、医療体制の維持を図るため、医療従事者が、県が指定した宿泊施設で滞在する場合、その利用料を負担することとしました。

医療従事者を支援する宿泊施設を4月24日（金）から募集したところ、下記の宿泊施設にご協力いただけることになりました。

医療従事者の方が勤務する医療機関近隣の宿泊施設に宿泊することにより、できる限り多くの休養時間を確保し、心身の負担軽減を図ることができると考えております。

より多くの宿泊施設にご協力いただくため、今後も募集を継続します。

◆協力宿泊施設一覧（令和2年5月11日現在）

宿泊施設名	宿泊施設所在地	デューズの可否
東横インJR和歌山駅東口	和歌山市黒田 2-1-7	可
ホテルアバローム紀の国	和歌山市湊通丁北 2-1-2	可
HOTEL CITY INN WAKAYAMA	和歌山市吉田 432	可
ホテルランドマーク和歌山	和歌山市手平 2-1-2	可
高野ロゲストハウス プラン名古屋	橋本市高野口町名古屋 1098-5	可
はなぞの温泉 花園の里	伊都郡かつらぎ町花園梁瀬 779-1	可
有田川温泉鮎茶屋 ホテルサンシャイン	有田市星尾 37	不可
ホテル天山閣 湯楽庵	西牟婁郡白浜町 2927-553	可

◆関係ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062400/d00204000.html>

<応募条件など>

<ul style="list-style-type: none">◆ 宿泊対象者 県内の医療機関において、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者◆ 応募施設の条件<ul style="list-style-type: none">① バス・トイレ付きの部屋で、1名1室利用とすること② 利用料は1泊6,000円以内（食事無し、税別）で一律の設定とすること③ 医療従事者が宿泊等を行う際は、医療従事者専用フロアとすること④ 連泊（連日申込を含む）の場合は、同じ部屋を利用させること◆ 受入対象期間（第1期） 5/1（金）～7/31（金）◆ 事業の流れ<ul style="list-style-type: none">①【県】宿泊施設の募集②【宿泊施設】応募③【県】宿泊施設を審査のうえ指定し、公表④【医療従事者】県が指定した宿泊施設の中から宿泊先を選択し、個別に予約⑤【医療従事者】宿泊の際、「新型コロナウイルス感染症業務従事者証明書」を宿泊施設に提出⑥【宿泊施設】利用料を県観光振興課に請求（月1回）⑦【県】宿泊施設からの請求に基づき利用料を支払い

担当課	観光振興課
担当者	森脇・楠本
電話	073-441-2777